| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 145 | | | | | 384,100 | |
| 146 | | | | | 384,500 | |
| 147 | | | | | 385,000 | |
| 148 | | | | | 385,500 | |
| 149 | | | | | 385,800 | |
| 150 | | | | | 386,300 | |
| 151 | | | | | 386,800 | |
| 152 | | | | | 387,300 | |
| 153 | | | | | 387,600 | |
| 定年前再任用短時間勤務職員 | 基準給料月額 | 円<br>290,300 | 円<br>296,200 | 円<br>326,500 | 円<br>354,700 | 円<br>374,400 | 円<br>403,700 |

備考　この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

**第二条**　国会職員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第六条第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二　転居手当

第六条の八第一項中「第十条に規定する祝日法による休日（勤務時間規程第十一条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した」を「第十一条第一項に規定する休日に割り振られた勤務時間（同項の規定により休日勤務代休時間（同項に規定する休日勤務代休時間をいう。以下同じ。）を指定された」に、「当該休日に代わる代休日。以下「祝日法による休日等」という。）又は勤務時間規程第十条に規定する年末年始の休日（勤務時間規程第十一条第一項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した国会職員にあつては、当該休日に代わる代休日。以下「年末年始の休日等」という。）」を「当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間（同項に規定する休日勤務時間をいう。以下同じ。）を除く。）又は休日勤務代休時間」に改める。

第七条第一項中「単身赴任手当」の下に「、転居手当」を加える。

第七条の二第一項中「祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等」を「勤務時間規程第十一条第一項に規定する休日（同項の規定により休日勤務代休時間を指定された職員にあつては、当該休日勤務代休時間に代えられた休日勤務時間を含む日を除く。）若しくは一日の勤務時間の全部につき同項の規定により休日勤務代休時間が指定された日」に改める。

第七条の三第二項中「、六月に支給する場合には百分の百七十五、十二月に支給する場合には百分の百二十六・二五、十二月に支給する場合には百分の百八十」を「百分の百七十七・五」に、「、六月に支給する場合には百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に、「、六月に支給する場合には百分の百八・七五」を「百分の百七・五」に、「、六月に支給する場合には百分の六十七・五、十二月に支給する場合には百分の七十」を「百分の六十八・七五」に改め、同条第三項を次のように改める。

定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の七十二・五」と、「百分の百七・五」とあるのは「百分の六十二・五」とする。

第七条の四第二項第一号イ中「、六月に支給する場合には百分の百六・二五」を「百分の百七・五」に、「百分の百二十六・二五）、十二月に支給する場合には百分の百八・七五（特定管理職員にあつては、百分の百二十八・七五」を「百分の百二十七・五」に改め、同号ロ中「、六月に支給する場合には百分の百七・五、十二月に支給する場合には百分の百十」を「百分の百八・七五」に改め、同項第二号中「、六月に支給する場合には百分の五十一・二五」を「百分の五十二・五」に、「百分の六十一・二五）、十二月に支給する場合には百分の五十三・七五（特定管理職員にあつては、百分の六十三・七五」を「百分の六十二・五」に改める。

第七条の五第一項中「単身赴任手当」の下に「、転居手当」を加える。

（国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程の一部改正）

**第三条**　国会職員の勤務時間、休暇等に関する規程（平成六年六月二十三日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「のうち四時間」を「の一部」に、「四時間の勤務時間」を「勤務時間の一部」に改める。

第九条の二第一項中「第十六条第三項及び第十六条の二第三項において」を「以下」に改め、「及び代休日」を削り、「勤務時間」の下に「（第十一条第一項に規定する休日勤務代休時間を除く。）」を加える。

第十一条の見出しを「（休日勤務代休時間）」に改め、同条第一項中「（次項において「休日の全勤務時間」を「又は一部（以下この項において「休日勤務時間」に改め、「、当該休日前に」を削り、「休日に代わる日」を「休日勤務時間に代わる時間」に、「代休日」を「休日勤務代休時間」に、「当該休日後の勤務日等」を「両議院の議長が協議して定める期間内にある勤務日等に割り振られた勤務時間」に、「が指定された勤務日等」を「として指定された勤務時間」に改め、「及び休日」の下に「である勤務日等に割り振られた勤務時間」を、「除く。）」の下に「の全部又は一部（当該休日勤務時間と同一の時間数であるものに限る。）」を加え、同条第二項中「代休日」を「休日勤務代休時間」に改め、「、勤務を命ぜられた休日の全勤務時間を勤務した場合において」を削る。

第十二条中「年次休暇」を「年次有給休暇、年次無給休暇」に改める。

第十三条の見出しを「（年次有給休暇）」に改め、同条中「年次休暇」を「年次有給休暇」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（年次無給休暇）

**第十三条の二**　年次無給休暇は、一の年ごとにおける休暇とし、その日数は、一の年において七日とする。

２　年次無給休暇については、その時期につき、本属長の承認を受けなければならない。この場合において、本属長は、公務の運営に支障がある場合又は公務の運営に相当程度の影響を及ぼす場合として両議院の議長が協議して定める場合を除き、これを承認しなければならない。

３　年次無給休暇については、給与規程第六条の八第一項の規定にかかわらず、その勤務しない一時間につき、同条第二項に規定する勤務一時間当たりの給与額を減額する。

（特定任期付職員の給与の特例に関する規程の一部改正）

**第四条**　特定任期付職員の給与の特例に関する規程（平成十九年十一月二十六日両院議長決定）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表を次のように改める。

| 号給 | 給料月額 |
|---|---|
| | 円 |
| 1 | 419,000 |
| 2 | 470,000 |
| 3 | 525,000 |
| 4 | 593,000 |
| 5 | 677,000 |
| 6 | 790,000 |
| 7 | 923,000 |